

重要事項説明書

美山居宅支援センター

様(ご家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援・指定介護予防支援について、
契約締結前にご理解いただきたい内容をご説明致します。わからない事等がある場合にはご質問下さい。

1. 法人事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 阿部睦会
法人所在地	横須賀市衣笠栄町4丁目14番地
法人代表者	阿部厚三
法人設立	昭和23年10月

2. 事業所の概要

事業所名	美山居宅支援センター
所在地	三浦市初声町下宮田1846番地
事業者指定番号	神奈川県三浦市第 1472700010号(1999.08.02指定)
管理者・連絡先	松崎由枝 電話046-889-0782
サービス提供地域	指定居宅介護支援：三浦市全域、横須賀市の一部(長井～林、須軽谷、北下浦～浦賀) 指定介護予防支援：三浦市全域

3. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員	保有資格
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理、苦情受付他	1名(常勤・兼務)	主任介護支援専門員
主任 介護支援専門員	介護支援専門員への助言、地域包括ケアシステムの構築実践等	1名(常勤・兼務)	主任介護支援専門員
介護支援専門員	居宅介護支援・介護予防支援業務等	1名(常勤・兼務) 1名(常勤)	社会福祉士 介護福祉士
事務員	居宅介護支援業務に係る請求事務、通信連絡事務等	1名(常勤・兼務)	

4. 営業時間

区分	平日	土曜・日曜・祝祭日・年末年始(七曜表による変動あり)
営業時間	8:30～17:30	休業

5. サービス利用料及び利用者負担

- (1)居宅介護支援・介護予防支援(以下、「居宅介護支援等」という。)については、利用者の負担は原則的にありません。(別記あり)
- (2)介護支援専門員が通常サービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが、別途必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は1キロメートル50円となります。

(別記)

・令和6年度介護報酬改定により、介護予防支援費Ⅱ・居宅介護支援費の目安は、一ヶ月につき、要支援区分で5,116円、要介護状態区分1・2で11,772円、要介護状態区分3・4・5で15,295

円程度です。

・新規に、あるいは退院後などに介護保険サービスを利用する時や要介護状態区分が2区分以上変更された時には上記費用に加えて3,252円(その時1回のみ)の費用がかかります。

・入院した時などは2,710～2,168円の費用がかかります。

・これらの費用は介護保険制度から全額給付されるので原則自己負担はありませんが、保険料滞納などがある利用者の場合は一旦全額負担を行っていただき、引き換えに指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行します。後日、証明書等を保険者の担当窓口へ申請(提出)すると全額が還付(返金)されます。

・特定事業者加算の請求はありません。

6. 窓口相談・苦情受付

○サービスに関する相談や苦情や事故については、次の窓口で対応致します。

美山居宅支援センター	電話番号 : 046-889-0782 FAX番号 : 046-887-1239 受付担当者 : 松崎 由枝 対応時間 ; 08:30~17:30
美山ホーム苦情処理委員会	電話番号 : 046-888-3048 FAX番号 : 046-888-3228 受付担当者 : 藤平 一子 対応時間 ; 08:30~17:30
三浦市保健福祉部高齢介護課介護保険グループ	所在地 : 三浦市城山町1-1 電話番号 : 046-882-1111 対応時間 : 08:30~17:15(平日のみ)
地域包括支援センターバトン	所在地 : 三浦市南下浦町菊名1258-3 電話番号 : 046-887-0134 対応時間 : 08:30~17:15(平日のみ)
横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係	電話番号 : 046-822-8253 所在地 : 横須賀市小川町11 対応時間 : 08:30~17:15(平日のみ)
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護保険課介護苦情相談係)	電話番号 : 045-329-3447 所在地 : 横浜市西区楠町27-1 対応時間 : 08:30~17:15(平日のみ)
神奈川県社会福祉協議会「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」	所在地 : 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 電話番号 : 045-311-8861 対応時間 : 09:00~17:00(平日のみ)

7. 居宅介護支援等の運営方針等の内容説明

(1) 居宅介護支援等の運営方針

- ・美山居宅支援センターでは、要支援又は要介護状態と認定された利用者に対して、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は、要介護状態の予防に資するように行います。
- ・上記の際、医療・保健サービス・地域包括支援センターなどとの連携に十分配慮して行います。
- ・美山居宅支援センターでは、提供する指定居宅介護支援等の質の評価を自ら行い、常にその改善を図ります。

(2) 居宅介護支援等の業務方針

- ・利用者が可能な限り、自宅において、自立した生活を営むことができるよう自立支援に配慮した**居宅介護支援等**の提供に努めます。
- ・居宅介護支援等にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者・家族の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉などのサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力致します。
- ・居宅介護支援等にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の主体的な参加を重要視します。
- ・居宅介護支援等にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療や保健の各サービスとの連携に十分配慮致します。
- ・居宅（介護予防）サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて専門的援助者の観点に立って、ケアプランの変更、事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
- ・介護保険法により、業務管理体制の整備として当法人で法令遵守責任者を選任し、法令遵守致します。
- ・生活保護等の公費受給者に対して積極的に福祉事務所など関連機関と連携します。
- ・事業体制・運営管理・業務分担については、管理者不在時、担当者不在時において介護支援専門員・事務員相互に介護支援業務を分担し、協力体制を維持し、情報交換と共有を行って運営・業務遂行するものとする。

(3) 居宅介護支援等の基本理念

- ・優しい心と微笑み
- ・豊かな感性の錬磨
- ・明朗で規律正しい業務遂行

(4) 居宅介護支援等業務の内容

- ・厚生労働省老健局発出の介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目に準拠した美山居宅支援センターアセスメントツールを使用し、課題分析を行い、居宅サービス計画の作成並びに管理、市町村への居宅介護サービス作成依頼届代行提出。
- ・介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス支援計画書作成）など。
- ・主治医、サービス提供事業者との連絡調整。
- ・地域支援事業や介護予防サービスなどの利用についての相談、地域包括支援センターとの連携。
- ・特養老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着サービス等への入居・入院・利用の相談。
- ・要介護認定等の更新申請書等を提出するに困難な場合は依頼に基づいて代行。
- ・在宅・施設の各サービス提供状況及び利用状況の把握と報告。
- ・要介護認定調査。（市町村からの委託業務）
- ・福祉用具の購入やレンタルについての相談。（理由書の作成）
- ・住宅改修についての相談。（理由書の作成）
- ・苦情対応や事故の受付と関係調整、市町村への通知。
- ・利用者に関する市町村への通知・通報。（介護増悪と不正受給、虐待など）
- ・介護給付費の請求業務。
- ・権利擁護への取り組み。（成年後見制度の活用、市町村や司法書士、弁護士への相談・紹介など）
- ・サービス利用単位数の給付管理業務。
- ・地域症例を共に考える地域ケア会議や退院時に行われるケア会議への出席など

(5) キャンセル等

- ・利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査・ケアプランの作成等のサービス提供をキャンセルし、又は

中断する場合は、事前に前記の介護支援専門員までご連絡ください。

- ・ 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- ・ 利用者は1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することができます。
(契約書第6条)
- ・ キャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等はありません。

(6) 居宅介護支援等を提供するにあたって

○身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。できる限り、身体拘束を実施しないケアプラン作成に尽力します。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

○当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、所定単位数の95/100となります。

○居宅介護支援等の質の向上

介護支援専門員としてのニーズに基づいた人権研修や社会教養研修を始めとした法人内研修や外部研修へ積極的に参加をし、サービスの質を確保・向上するように努めます。

○身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○虐待の防止及び身体拘束等に適正化に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止等をより推進する観点から、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ①虐待を防止、又身体拘束等の適正化するための従業者に対する研修を実施します。
- ②利用者及び家族からの虐待防止、又、身体拘束等の適正化するための体制、指針の整備を促進します。
- ③その他虐待防止（身体拘束等を含む）のために委員会の開催等を定期的に行います。
- ④当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待通報窓口：①三浦市保健福祉部高齢介護課高齢者支援グループ 046-882-1111

②地域包括支援センターバトン 046-887-0856

③虐待対応ダイヤル 189

虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する担当者

管理者：松崎由枝

施設長：濱岡 武（虐待防止委員会委員長）

○衛生管理について

- ① 感染症が発生し、まん延しないように検討する委員会を設け、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、事業所職員に対して感染症の予防及びまん延に対する研修及び訓練を定期的に行います。

- ② 感染症のまん延や大規模自然災害が発生した場合で、利用者に対する居宅介護支援等の提供を継続的に実施するために業務継続に向けた計画の策定、研修(机上)を年一回以上、訓練(シミュレーション)を年に2回以上実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

○居宅介護支援等の情報開示

サービスの自己評価結果を積極的に開示し、利用者やその家族からの声をサービス向上のために活用致します。

○居宅介護支援等の提供困難の対応

他の居宅介護支援事業者等に関する情報を提供致します。

○個人情報の保護

正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者(家族)の個人情報や秘密を保持する義務を退職後も含めて負います。(別紙添付)

○事故発生時の対応

- ① 利用者に対する居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行います。その記録の保管期間は5年とします。
- ③ 事故記録簿を整備し、事故発生時には原因を究明し、再発予防策を検討する委員会を設置しております。
- ④ 市町村が定める事故報告書を用意し、市町村への報告を速やかに行ないます。
- ⑤ 居宅介護支援等を提供する上で、「居宅支援サービス契約書」の条項に違反し、利用者の居宅サービス利用に著しく支障を生じさせ、損害を与えた場合にはその損害を速やかに賠償する義務を負います。

○サービス提供に関する相談、苦情・ハラスメント(パワー、セクシャル、マタニティ等)について、当事業所は、利用者からの相談及び苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の相談及び苦情・ハラスメントに対し、相談体制を整備し、迅速に対応します。

(7)居宅介護支援等に係る事業所の義務・利用者自身によるサービスの選択と同意に就いて

- ・居宅介護支援等の提供開始時に、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づいて作成するものであり、利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。複数の事業所の紹介を求める事が可能であることやケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。また、サービス提供開始時には次の2点を利用者に説明し、理解したことについてあらかじめ文書を交付し、署名を得ることとします。
 - 1.直近6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの利用割合。
 - 2.直近6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護等の各サービスの同一事業所による提供割合。
- ・居宅介護支援等の提供開始時に、利用者またはその家族に対し、利用者が病院などへ入院した場合は担当ケアマネジャーの氏名等をその病院などへ伝えるよう依頼します。
- ・サービス提供事業所から利用者に関して、口腔に関する問題、薬剤や内服状況などその他利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち介護支援専門員が必要と認める情報などを、利用者や家族の同意を得て、主治の医師、歯科医師、薬剤師などへ情報提供を行います。
- ・利用者が訪問看護や通所リハビリテーションなど医療サービスの利用を希望している場合やその他必要な場合において利用者の同意を得て介護支援専門員が主治の医師や歯科医師などへその必要性などについて意見を求めますが、この場合介護支援専門員は聴取した意見などをケアプランとして作成した際には当該計画書を主治の医師などへ交付します。

- ・居宅訪問[モニタリング]頻度は月1回程度訪問し、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握と支援を実施します。
- ・末期がんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師などが判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師などの助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問[モニタリング]をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握と支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅支援サービス事業者へ情報提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整などを行います。

(8) 利用料金について

保険料滞納など保険者へ支払方法の変更を申し出た利用者の場合は全額負担いただきます。その際には引き換えに指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行します。

(9) 緊急時の連絡先について、080-6894-6039へ連絡ができます。

非常災害時の連絡先について、046-887-1239へ連絡ができます。

平成13年 4月 1日	作成
平成14年 1月 1日	改正
平成14年 4月 1日	改正
平成17年 6月 1日	改正
平成18年 8月 1日	改正
平成19年 4月 1日	改正
平成19年 8月 1日	改正
平成20年 8月 1日	改正
平成21年12月 1日	改正
平成21年12月15日	改正
平成23年11月 1日	改正
平成24年10月 3日	改正
平成26年 5月 8日	改正
平成 27 年 4月 1日	改正
平成 28 年 2月 1日	改正(国保連合会苦情相談窓口fax番号削除)
平成 28 年 5月10日	改正
平成 29 年 4月 1日	改正(「※但し、休業日のお問い合わせ、ご相談につきましては美山在宅介護支援センターが応じます。」を削除)
平成 30 年 4月 1日	改正(平成 30 年度介護保険制度改正・介護報酬改定に準拠)
平成 30 年 6月20日	改正(法人理事長名変更;理事長変更交代による)
平成 31 年 4月 1日	改正(美山ホーム苦情処理委員会苦情受付担当名変更;担当者変更交代による)
令和 1 年 5月 1日	改正(年号改正・事業所の義務の一部を変更)
令和 1 年 10月 1日	改正(令和元年度介護報酬改定により変更)
令和 3 年 3月 1日	改正(美山ホーム苦情処理委員会苦情受付担当名変更;担当者変更交代による)
令和 3 年 4月 1日	改正(令和3年度介護報酬改定により変更)
令和 3 年 12月 1日	改正(介護支援専門員増幅配置により変更)
令和 4 年 1月 20日	改正(介護サービス公表制度における調査による改定)
令和 4 年 4月 1日	改正(人員配置変更による改定)
令和 4 年 8 1日	改正(苦情受付担当者変更による改定)
令和 4 年 11月 1日	改正(神奈川県保連の苦情相談ナビダイヤルの廃止に伴い、苦情専用 : 0570-022110を削除)

令和4年12月1日 改正(事務員配置変更に伴う保有資格削除)
令和5年3月17日 改正(サービス提供開始に際する説明等について)
令和5年4月 1日 改正(統合リスク管理委員会苦情受付責任者)
令和6年4月 1日 改正(令和6年度介護報酬改定により変更)
改正(統合リスク管理委員会を苦情処理委員会へ名称変更)
令和7年4月 1日 改正(窓口相談・苦情受付 横須賀市民生局福祉こども部介護保険課へ名称変更)
令和7年4月 1日 改正 (三浦市地域包括支援センター増設により苦情相談窓口に加筆)
令和8年4月 1日 改正 (介護予防支援受諾再開：介護予防支援費Ⅱ届出)

【重要事項など説明・同意・交付・保管の確認】

私は、サービス利用・契約にあたり、本書面にに基づき、居宅介護支援事業の重要事項について説明を行い、同意された重要事項説明書他の交付を行いました。これを証するため、本書1通を保管いたします。

令和 年 月 日
事業者 美山居宅支援センター

説明・交付を行ない、保管を行う介護支援専門員 _____

私は、サービス利用・契約にあたり、本書面にに基づき、居宅介護(介護予防)支援事業の重要事項について上記の者より説明を受け、居宅介護(介護予防)サービスの内容に同意いたしました。

なお、表記の重要事項説明書他の交付を受け、同意し、受領しました。

これを証するため本書1通を保管いたします。

令和 年 月 日

氏名 _____

続柄； 本人 ・家族() ・その他()